

広島県農業会議第4回常任会議員会議議事録

1 開催日時 平成22年7月16日(金)午後1時30分から2時45分

2 開催場所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3 出席会議員(16人)

2番	梶原 安行	3番	佐々木信幸	5番	重光 照久	6番	近廣 多郎
7番	槇原 勝正	8番	大元 活男	9番	石田 文雄	10番	中谷 憲登
11番	中原 照雄	12番	宮脇 勝博	14番	小泉 俊雄	15番	高橋 敬明
16番	山口 泰治	17番	安井 裕典	18番	滝口 季彦	20番	山崎 逸郎

4 欠席会議員(3名)

5 審議事項

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について

第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6 協議事項 平成23年度県農業・農村施策に関する提案について

7 情報交換 「広島お宝野菜で、地域農業の活力向上を」について

8 県及び市町農業委員会職員

(1) 広島県

農林水産局農業経営課 主任専門員 橋本 義彦
専門員 渡邊 史子

(2) 市町農業委員会

広島市農業委員会 主 事 新田 哲也
呉 市農業委員会 農地営農係長 上原 二郎
三原市農業委員会 次 長 北山 静美
三次市農業委員会 主 任 渡邊 英俊
庄原市農業委員会 主 任 岸 泰弘
東広島市農業委員会 主 査 枝廣 めぐり
安芸高田市農業委員会 係 長 大野 泰典

〃 主 任 安田 勝明
北広島町農業委員会 係長 榎野 一也
〃 主任 下杉 昌樹

10 農業会議事務局職員

事務局長 木原 政弘
次 長 小林 修二
農地相談員 江上 正一
主 任 龍尾 満弘

11 議事内容

事務局

ただ今から、平成22年度第4回常任会議員会議を開会いたします。開会にあたり、滝口会長がご挨拶を申し上げます。

滝口
会長

本年度、第4回の常任回議員会議を開催しましたところ、会議員の皆様には、お忙しい中をご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

皆様には、すでにご案内をいたしておりますが、8月4日(水)に広島県農業会議臨時総会を開催いたします。

平成21年度の事業報告及び決算、農業会議会則の変更についての審議、並びに、副会長の補欠選挙を予定しております。皆様のご出席をお願いします。

さて、国の新たな農業・農村・基本計画で、平成32年の食料自給率50%、これを達成するための農地面積461万haの確保の目標が示されました。

農地制度の見直しも、我が国の食料の「自給力」を強化するにはこれ以上の農地面積の減少をくい止める必要があることから、国として、農地転用規制について厳格化する政策を打ち出し、農地の確保に積極的な役割を果たしていくことを、初めて明確にされたところです。

海外に目を転じてみますと、穀物等の国際価格は、2006年秋ころから上昇基調で推移し、2008年春から夏にかけて最高値を更新し、「食料危機」が現実のものとなったわけですが、その後の、世界的な作付の拡大の中、期末在庫率は安全在庫(17~18%)を上回る21%程度に回復したものの、価格につい

では、２００６年秋ころに比べ１．３から１．８倍の水準で推移しています。

しかし、最近の新聞報道で、「海外農地の『囲い込み』」という記事を読みましたが、「韓国や中国、中東の湾岸産油国が、穀物需給の逼迫をにらみ、国策としてアフリカや東南アジアなどで農地を取得し、自国向けに食料を確保するため、対外農業投資を加速している。全世界での外国企業による農地開発の規模は５，０００万ｈａに上るとの推計もある。」という内容でした。

食料確保のための農地の争奪戦の様相を呈しています。

こうした状況の下で、農業委員会系統組織に求められていることは、「優良農地の確保とこれを活用する担い手の育成・確保」でございます。

広島県農業会議では、本年４月に改訂した「ひろしま・農地と担い手を守り活かす運動 ―新たな農地制度の適正な執行に向けた実践活動―」を推進中で、既に、農地パトロールを実施されている農業委員会もあるとお聞きしていますが、会員各位におかれましては、現時点で運動の進め方について再点検をしていただくとともに、より着実な運動の推進に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、本日の会議は、広島市ほか１６市町の農業委員会会長から諮問のありました農地法第４条、５条関係について、ご審議をいただきます。

そのほか、協議事項としまして、「平成２３年度広島県農業施策に関する提案について」をさらに、情報交換としまして、「広島お宝野菜で地域農業の活力向上を」を予定しております。

それでは、どうか、慎重なご審議をいただきますよう、お願い申し上げ、ご挨拶といたします。

事務局

ありがとうございました。

常任会議員に異動がありましたので、ご報告いたします。

広島県農業共済組合連合会より、７月１日付けで同連合会より推薦のあった広島県北部農業共済組合の組合長である宮脇勝博氏が常任会議員となりました。

ここで、宮脇会議員からご挨拶をいただきます。

宮脇

失礼いたします。ただ今ご紹介いただきました北部農業共済組合の宮脇でござ

常任会
議員

います。

この度、改選によりまして、農業会議からご推挙頂きまして、全くの素人でございます。未熟者でございますが、誠心誠意努めてまいり所存でございます。どうか前任の福本にましてのご支援、ご協力、ご指導を賜りますよう宜しくお願いを申し上げます。

農業共済組合におきましても、色々皆様方にはご協力、ご指導を賜っているところでございます。どうか引き続き、宜しくご指導賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願い致します。

事務局

それでは、これより会議に入ります。

事前に送付しております諮問資料、1と2ですが安芸太田町並びに東広島市農業委員会の資料に誤りがございました、訂正がございましたので、お手元に差し上げております資料1、資料2に差し替えて頂きたいと思います。

なお、資料4の1ページ、3ページにあります一番上の行の調査日時を書いておりますが、これにつきましても6月8日ではなく、7月8日の間違いでございます。資料の訂正をよろしく願いいたします。

会則第37条の規定により、会長が議長を務めさせていただきます。

会長よろしくお願い致します。

議 長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席会議員数を報告いたします。

常任会議員総数19人、うち 本日の出席は16人です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。

議事録署名者を、私の方から指名いたします。

●番 ●●会議員 ●番 ●●会議員に、お願いいたします。

よろしくお願い致します。

議 長

これより審議に入ります。

今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。

事務局

今月分の諮問案件の概要を説明致します。

資料４ページ上段「総括表（県合計）」の全体集計分をご覧ください。

最下段「計」欄にありますように、延べ２９、実１７市町農業委員会から１６０件、８７，７０９．７９㎡、うち４条関係が１２市町農業委員会から６０件、２８，４５３．５０㎡、５条関係が、１７市町農業委員会から１００件、５９，２５６．２９㎡となっております。

次に、５ページの「転用目的別一覧表」の合計をご覧ください。

主要なものを見てみますと、件数では、「住宅」が７４件で４６．３％、次いで「その他」が４２件で２６．３％、「駐車場」が２２件で１３．８％、「資材置場」が１０件で６．３％、「農業用施設」が６件で３．８％となっており、面積では、「住宅」が３９，１２９．５５㎡で４４．６％、次いで、「その他」が１７，１２５．５２㎡で１９．５％、「資材置場」が９，０９１．００㎡で１０．４％、「駐車場」が８，６８５．００㎡で９．９％となっております。

以上で、今月分の諮問案件の総括説明を終わります。

なお、主要案件については、関係の市町農業委員会から後ほど説明致します。どうぞよろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明について、ご意見ご質問があれば、お願いいたします。

常任会
議員

（質疑、特になし）

議長

それでは、第１号議案「農地法第４条の規定による諮問について」を、議題にいたします。

関係の農業委員会から、ご説明を、お願いいたします。

それでは、庄原市農業委員会にお願いします。

庄原市

庄原市農業委員会です。資料１の２ページおよび資料３の１ページをご覧ください

い。1 番の案件について説明させていただきます。

●●氏によります、墓地への転用事案です。

申請人は、庄原市内で農業を営んでいます。この度、既存の墓地が不便な場所にあるため自宅近くに墓地を設置しようとするものです。墓地を新設するため申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●町●●地区として昭和53年度から58年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

周辺は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域から除外見込みで、墓地埋葬法許可については、担当部局から許可見込との判断を得ています。

続いて、2 番の案件について説明させていただきます。

1 番と同じ●●氏によります宅地拡張への転用事案です。資料1は同じ2ページですが、資料3につきましては2ページをご覧ください。

この度、既存の住宅の敷地が狭いため、隣接する申請地を物干し場等宅地の一部として転用しようとするものです。

申請地は、第1種農地107㎡、第2種農地52㎡であり、第1種農地は●●町●●地区として昭和53年度から58年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備されています。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

以上説明しました2件は、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められるところから、許可妥当と判断し、諮問しました。

東広島
市農業
委員会

東広島市農業委員会です。資料１の３ページ及び、資料３の３ページをあわせてご覧下さい。１番の案件について説明します。

●●氏によります資材置き場への転用事案です。●●氏は●●町で造園業、真砂土販売業等を営んでいます。この度、現場で使用していた資材を移動するにあたり、現在使用している資材置き場では手狭となったため、本申請地を転用するものです。

申請地は、ＪＲ山陽本線●●駅の北東４.５kmに位置する、第２種農地です。事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可妥当と判断し諮問しました。以上です。

安芸高
田市農
業委員
会

安芸高田市農業委員会です。資料１の５ページ及び、資料３の４ページをご覧下さい。１番の案件について説明します。

●●氏によります農業用倉庫への転用案件です。●●氏は安芸高田市●●町で農業を営んでいます。この度、既存の倉庫が手狭なことから農機具倉庫兼出荷用作業場を建設するため、転用しようとするものです。

申請地は、●●町●●地区として昭和５５年度から平成元年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第１種農地です。周辺は第１種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなくほ場整備区域の端に位置する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行令第１条の１０第１項第２号イ「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供する場合」として、第１種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続いて、資料１の５ページ及び資料３の５ページをご覧下さい。

２番の案件について説明します。●●氏による農地改良案件です。

●●氏は、安芸高田市●●町で農業を営んでいます。申請地は、●●町●●地区として昭和６２年度から昭和６３年度にかけて実施された農村基盤総合整備事業により整備された第１種農地です。

この度、申請地の水はけが悪いことから３年かけて嵩上げし、その後は畑として利用しようとするものです。

以上の2件は、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて60件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見ご質問があれば、お願いいたします。

常任会
議員

(質疑、特になし)

議長

他に、ご質問がないようなので、採決に入ります。

第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

常任会
議員

(挙手) 【挙手の数の確認】

議長

挙手全員でございます。第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

議長

つづいて、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を、議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

それでは、三原市農業委員会からお願いします。

三原市
農業委
員会

三原市農業委員会です。資料1の7ページ及び資料3の6ページをご覧ください。1番の案件について説明します。

●●建設(株)によります菜園付き賃貸住宅に係る転用事案です。

●●建設(株)は●●町に本店を置く土木建設業及び宅地建物取引業を営む会

庄原市
農業委
員会

社です。この度、平成19年度に広島県知事より経営革新計画の承認を受け、環境に優しい団地の創造として菜園付き賃貸住宅を計画しています。

申請地は同社の役員である●●氏の所有地で、この土地を取得してエコ団地として整備しようとするものです。

申請地は、三原市役所●●支所の北へ約0.5kmに位置し、国道432号に沿った第2種農地です。事業規模から見ても適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

庄原市農業委員会です。資料1の10ページ及び資料3の7ページをご覧ください。1番の案件について説明させていただきます。

●●氏によります養魚池への転用事案です。申請人は、庄原市内に居住していますが、この度、前所有者が行っていた水田養魚の諸設備を整備し、観賞用錦鯉や食用鯉を生産するため、申請地を養魚池として転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として昭和50年度から57年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続いて、2番の案件について説明させていただきます。

資料3につきましては、8ページをご覧ください。

「農事組合法人●●」によります牛舎への転用事案です。申請人は庄原市内の農事組合法人です。

この度、牛舎を建築するにあたり、申請地を牛舎及び牛の運動場として転用しようとするものです。申請地は、●●地区として昭和50年度から58年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

周辺は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行令第18条第1項第2号イ「農業用施設に供する場合」とし

て、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域の用途区分変更見込みです。

続いて、3番の案件について説明させていただきます。

資料3につきましては、9ページをご覧ください。●●氏によります農家住宅への転用事案です。

申請人は、庄原市内に居住する兼業農家です。この度、住宅を建築するにあたり、申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として昭和53年度から58年度にかけて実施された農村基盤総合整備パイロット事業により整備された第1種農地です。農地は第1種農地ばかりで、妻の実家の向いにある義父の所有する農地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続いて4番の案件について説明させていただきます。

資料1の10ページ及び資料3の10ページをご覧ください。●●氏によります倉庫・駐車場への転用事案です。

●●氏は庄原市で農業及び自動車修理業を営んでいます。

この度、申請人宅に隣接した申請地を倉庫及び駐車場、物品車両置き場として転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として昭和62年度から平成元年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

他に適当な土地もないことから、申請人宅に隣接する申請地をやむなく選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続いて、5番の案件について説明させていただきます。

資料3につきましては11ページをご覧ください。（有）●●によります仮設事

務所及び駐車場への一時転用事案です。

申請人は三次市●●町に本社を置く建設業者です。

この度、尾道・松江自動車道●●改良工事に必要な事務所及び駐車場として転用しようとするものです。

なお、転用後は10ヶ月後に農地に復元する予定です。

申請地は、●●地区として昭和55年度から61年度にかけて実施された農村基盤総合整備事業により整備された農振農用地区域内の農地です。

本件は、農地法施行令第18条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」として、農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

以上説明しました5件は、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

東広島
市農業
委員会

東広島市農業委員会です。資料1の12ページ及び資料3の12ページをあわせてご覧下さい。

2番と3番の案件について合わせてご説明致します。

(有) ●●によります建売住宅への転用事案です。

(有) ●●は、●●町で不動産業を営んでいます。

この度、本申請地に建売住宅13棟を建築し、販売するため転用しようとするものです。

申請地は、JR山陽本線●●駅の東800mに位置する第2種農地です。

なお、開発許可については担当部局から許可見込との判断を得ています。

続いて4番から12番の案件は同一案件ですので一括して説明します。資料3の13ページもあわせてご覧下さい。

(株) ●●によります建売住宅への転用事案です。

(株) ●●は、広島市に本社を置く建築業者です。

この度、本申請地に建売住宅29棟を建築し、販売するため転用しようとするものです。

安芸高
田市農
業委員
会

申請地は、J R 山陽本線●●駅の北東500mに位置する、第2種農地です。

なお、開発許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ております。

以上説明しました2件につきましては、いずれも事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

安芸高田市農業委員会です。資料1の14ページ及び資料3の14ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります農家住宅への転用案件です。●●氏は、安芸高田市●●町に居住する兼業農家です。

この度、既存の住居が老朽化していることから、申請地に新たに農家住宅を建設するため、同居している父親から申請地を借り受け転用しようとするものです。

申請地は、●●町●●地区として昭和58年度から平成11年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

周辺は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなくほ場整備区域の端に位置する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の2第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続いて、資料1の14ページ及び資料3の15ページをご覧ください。

2番の案件について説明します。農事組合法人●●によります作業倉庫及び法人事務所への転用案件です。農事組合法人●●は、平成20年12月に設立された農業生産法人です。

この度、農機具倉庫、乾燥調整施設として利用する作業倉庫及び法人事務所を新たに建設するため、譲り渡し人から申請地を借り受け、転用しようとするものです。

申請地は、●●町●●地区として平成３年度から平成７年度にかけて実施された第三期山村振興農林業対策事業により整備された第１種農地です。作業の騒音を考慮して、ほ場整備区域の端に位置し、民家から離れた山際の本申請地を選定したものです。

本件は農地法施行令第１条の１８第１項第２号イ「農業用施設に供する場合」として、第１種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続いて、資料１の１４ページ及び資料３の１６ページをご覧ください。

３番の案件について説明します。

●●氏によります農家住宅への転用案件です。●●氏は安芸高田市●●町に居住する会社員です。この度、農業後継者として家族とともに実家に居住しようとしたが、譲渡人である祖父の住居では、手狭であることから、申請地に新たに農家住宅を建設するため、転用しようとするものです。

申請地は、●●町●●地区として昭和６１年度から平成５年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第１種農地です。

周辺は第１種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなくほ場整備区域の端に位置する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第５条の２第４号「周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第１種農地の不許可の例外に該当します。

以上３件は、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから許可妥当と判断し諮問しました。

北広島
町農業
委員会

北広島町農業委員会です。資料１の１６ページ及び資料３の１７ページをご覧ください。

１番の案件について説明します。

(株) ●●によります、駐車場への転用事案です。

(株) ●●は、この度、平成１７年に閉鎖されたホテル施設を再生し、ホテル経営を行いますが、既存の駐車場だけでは駐車スペースが不足するため、施設に隣接する申請地に来客用の駐車場を整備するものです。

申請地は、●●地区●●工区として、昭和62年から平成7年にかけて実施された土地改良総合整備事業により整備された第1種農地です。

周辺の土地は第1種農地ばかりであり、やむなく他に適当な土地もないことからやむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第5条の4第5号「既存施設の拡張で、拡張に係る部分の面積が既存の敷地面積を超えないものに限る」ものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

議長

以上で、説明が終わりました。

ここで、「常任議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査」といたしまして、農地法第5条の規定に基づき、先ほど農業委員会より説明がありました案件の中から、庄原市農業委員会と安芸高田市農業委員会の転用案件について、7月8日、●●常任議員、●●会議員、●●会議員を調査員として、地元農業委員会の立ち会いのもと、現地調査を行いました。

その調査報告を、●●常任議員さんをお願いいたします。

●●
常任会
議員

庄原市農業委員会の諮問案件について（報告）

資料4をご覧ください。去る7月8日、午前10時30分より調査員として●●町の会長、私、立会人として地元の●●会長、事務局職員、また農業会議の方から●●、●●の立会のもと庄原市から出された2件において現地調査しました。

内容については、ここに書いてありますので見て頂きたいと思います。

この転用案件について、一応周辺農地に対して支障ということを第一に致しまして、その点を縷々調査致しましたところ、次の写真をみて頂いてわかるように、前方の方が公衆用道路で右に住宅地がございまして、後ろひとつ田んぼにおいて工場があり、左側に用水路があるような状況であります。周辺地域の営農になんら支障をきたす地域ではございません。

次に1,225㎡が住宅に対しての適当かどうかという面積的な要件において、聞き取りしましたところ、●●さんが●●さんの娘さんと一緒になられて●●さんの

●●
常任会
議員

後継者として、自分が持っていた田んぼと●●さんの田んぼを合わせて約3畧位になります。農地転用は1,200㎡ということです。このうち200㎡が農業用施設と考えて、それでは1,000㎡が農家住宅として妥当かどうかと考えまして、後継者住宅でいいのではないかという気持ちを持ちました。

ますます地域の後継者として、中核農家としてこういう方が育てばいいなという気持ちを持ち、許可妥当と判断致しました。

安芸高田市農業委員会の諮問案件について（報告）

続きまして、安芸高田市からの案件で、同日の午後1時30分から現地調査をさせて頂きました。●●町の●●会長と私、地元の安芸高田市農業委員会の●●会長、事務局職員、県の方から●●、●●が行いました。

この案件は、今、広島県が進めている、農業生産法人「●●」という集落法人を立ち上げられまして、これがただいま地域の中では場整備を進行中であり、約20畧に近い位の集積をされている最中でございます。

この農業法人●●の拠点施設を整備させてくれという申請です。

ますますこういうのを奨励して結構ということで、許可妥当と判断致しました。宜しくお願い致します。

議 長

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて100件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見ご質問があれば、お願いいたします。

常任会
議員

（質疑、特になし）

議 長

他に、ご質問がないようなので、採決に入ります。

第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

常任会

（挙手） 【挙手の数の確認】

議員

議長

挙手全員でございます。第２号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

審議事項につきましては、以上で終了しました。

農業委員会の方々には、大変ご苦労さまでした。

議長

それでは、協議事項に移ります。

「平成２３年度県農業・農村施策に対する提案について」事務局から説明いたします。

事務局

農業会議の●●でございます。私の方から「平成２３年度県農業・農村施策に対する提案について」説明をいたします。

議案の１４ページ、資料の５をお開き下さい。

農業委員会等に関する法律、第４０条第１項の規定によりまして、農業会議が行政庁、広島県でございますが、建議できるとされております。

今年度も「平成２３年度県の農業・農村施策に対する提案」を予定しております。

施策提案の相手方は広島県知事、提案時期は８月中旬を目標に進めたいと思っております。内容につきましては、５月末に各農業委員会及び農業団体に意見照会させていただきまして、それを取りまとめたものでございます。

この内容が提案項目の１番から８番でございます。これに９番の全国農業委員会会長大会の政策提案項目を加え、その内容につきましてＪＡ広島中央会と協議・調整をして取りまとめたいと考えております。

今年も中央会さんと一緒に提案したいと思っております。

それでは、個別項目の概要説明をいたします。１番の基盤整備関係ですが、本年度の農水省の予算は大幅に減額されました。

基盤整備関係につきましては、戸別所得補償政策の予算確保のために削減されたという風に話を聞いておりますが、大幅なものになっています。これでは計画的な基盤整備ができないということもございますので、これは特に強く提案し

たいと思いますけれども、未整備田のほ場整備や転作作物の作付けに適した排水対策を計画的に実施するための財源確保を要請していきたいということでございます。

2番の農地・水・環境保全向上対策につきましては、対象地区の拡大と財源確保でございますが、集落法人が設立された地区に限定されているということでございまして、地域で共同活動や営農活動を行っている広範な団体が存在する地区を対象にすることを県に対して要望していきたいと思っております。

また、昨年度まで支援対象とされていた鳥獣害防護柵が交付金の対象となっておりましてけれども、今年度は対象外とされたということがございます。

これは、国の事業仕分けで地方公共団体が実施すべき事業として整理されたという経緯があるようです。後ほど4番になってくると思いますが、鳥獣害の被害対策で県へ要望していく内容になると思っております。

3番目の中山間地域対策につきましては、中山間地域総合振興計画を県が作成し、農村活性化に取り組むコーディネーターを派遣するなどして、コーディネーターというか専門家ですが中山間地域振興方針をまとめた上で施策展開して欲しいという要望が出ております。

それからもうひとつは、緩傾斜地の特認地域を指定し、国の支払要件どおりの交付を要望することです。緩傾斜地の特認地域の支払いをと言うことだけ書いております。この制度は、緩傾斜地も特認地域として指定できますし、それに対して県が定めた交付金を交付することになっております。

しかし、これは面積的な要件が県全域でございまして、それを全部認めるとなると要件を外れてしまうということがありまして難しいということになるかと思います。こういう要望も出ておりますので、検討していきたいと思っております。

それから、4番目の鳥獣害被害対策、これが要望が多い項目でございます。

鳥獣害の被害が非常にひろがっているなということを考えております。

内容は、3項目上げております。1と2は、通常の内容で、対応策を検討してもらいたい。あるいは、免許取得と更新にかかる費用の軽減対策をお願いしたいということです。

3番が野猿に対する被害対策として「猿追い犬」に対する支援をして欲しいという内容になっておりますが、これは兵庫県で実施されているようでございまし

て、約4ヶ月ほど、十分訓練した犬に猿を追わせることによって、猿が集落に近づかなくなったということで、これは4から5年前からはじめられているようですけども、そういった制度を広島県にも支援してほしいという要望でございます。

6番の食の安全・安心対策につきましては、特別栽培農産物の生産を行っている法人等から要望がございますが、どうも消費者の理解が十分に得られていないというようなこともありまして、積極的なPRと更に、特別栽培農産物の生産者を増やして頂くように農家の栽培技術の指導を要望したいということでございます。

7番目の食農教育につきましては、特に若い人が農業に興味を持つようなシステムづくりという要望が出ております。

それから、8番の耕作放棄対策につきましては、市町村で取り組みを行っているが、県関係のより強力な指導をお願いしたいという内容がございます。

9番の国の食料、農業、農村の基本計画ですが、先程申しましたように5月27日の全国農業委員会会長大会の政策提案決議事項です。農業者が希望と誇りを持てる、食料農業農村計画の実現について、県からも国に対して働きかけて欲しいという要望です。

以上の項目につきまして、早急にJA広島中央会と協議、調整し、できれば次回常任会議員会議で報告させて頂きたいと思っております。

私の説明は以上でございます。

議長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

常任会
議員 (質疑、特になし)

議長 提案内容を集約しまして、JAグループと共同で県知事に施策提案を行います。

次に、情報交換に移ります。

●●

常任会
議員

「広島お宝野菜で、地域農業の活力向上を」をテーマに、常任会議員である、●●会議員より情報提供をお願いいたします。

(資料 6、7 にて情報提供)

農林振興センターの●●でございます。日頃は、常任会議員のみなさん方にお世話になっております。この席をおかりして厚くお礼申し上げます。今日は、私の方でやっております事業等について説明なり、最後にはお願いなりさせて頂きたいと、少しお時間を頂きたいと思います。議題はお宝野菜の方だったのですが、もう 1 点、中山間地域直接支払制度のソフト開発もしておりますので、合わせて説明をさせて頂きたいと思っております。

まず「広島お宝野菜で地域農業の活力向上」というパンフレットをお配りをさせて頂いていると思いますが、この中身を少し説明させて頂いて、この活用についてお願いをさせて頂きたいと思います。

お宝野菜で活力向上の資料の裏を見て頂くと、農業ジーンバンクの概要という所がありますが、この農業ジーンバンクについて若干説明させて頂いて、それから事業の方を説明させて頂こうと思います。

ジーンバンクですが、平成元年 1 2 月に県が中心になりまして財団法人を作りまして 1 2 月に設立して平成 2 年 1 0 月から本格的な業務の開始をしております。本年度でちょうど 20 年を迎えております。

当初は、もともと農業ジーンバンク、遺伝子銀行、言ってみれば種子の銀行ですが、18,000 種類の品種を集めていたのですが、今は主に野菜とか特用作物を中心に 5,100 種ほどの種子を保管をしております。

保管は、冷蔵保管庫という大きな貯蔵庫がありまして、中長期保管はマイナス 10℃の部屋で缶詰にして、これはかなり長期の保管ができるということです。

短期保管は、ほぼ 0℃前後で瓶詰めにしまして、いつでも種が活用できるということで、種によって違いますが 4 から 5 年、10 年位の間の種の寿命だろうと思いますが、常に長期のものは持っております。それらの種子をここに保管している所でございます。

5,100 点ほど保管をしておりますが、その中で野菜が 2,560 点ほどあります。

平成 20 年度までは、2,560 点の内の 9%弱、224 点が種がどういうものかとい

う特性調査が済んでおります。けれども大部分については、実は種は持っているが、どういう性質のものか分からないという風なことで、せっかくある種をもっと活用していこうというのが、今日お話をさせて頂く事業の中身でございます。

お宝野菜のパンフレットをめくって、広島こだわり野菜創出・普及促進事業についてというのがあると思いますが、実はこれがジーンバンクの種子を使って地域の特産物の振興を図っていこうと言うことでこの事業をやっております。先程も言いましたように、ジーンバンクには野菜、豆、雑穀類5,000点、正確には5,100点なんですけど、その内の2,500から2,600点が野菜の種子がございます。

その内のほとんどが中身が分からないので、この中から1,500点を21年から3年間で中身の特性調査をして明らかにし、その内の150点を毎年50点×3年間の種子を増殖をして収穫物については希望者に提供していこうという事業でございます。

そういうことをやっておりまして、元の試験研究員なり普及員なり3人の技術者をここに投入しております。また9人の補助員を投入して膨大な現地調査を行っているところでございます。その内の一部を地域の活性化に活用して頂こうというのがこの趣旨でございます。

実は、県の緊急雇用対策の事業を使って仕組んでもらって我々が実施しているというところでございます。

それでどんなことをやっているかということで、①特性調査、②広島お宝野菜の選定と増殖、③広島お宝野菜の栽培促進というような、この3段階でやっております。

簡単に説明させて頂きますと、①の特性調査につきましては、先程言いましたように、植えてみないと分かりませんので、この調査を精力的にやっておりまして、写真の横に外観調査や生態調査、収穫調査とありますが、見たときの外観、生態、例えば「ほうれん草」で「とう立ち」が早いとか遅いとかを調べたり、収穫調査で収量、品質、この中では、もちろん味もございます。

味につきましては例えば、ゆがいて食べるものはゆがいて食べる、漬け物にする物は漬け物にしてその特性をすべて調べて、実はデータ化をしております。

私どものホームページを開いて頂きますと、お宝野菜という項目がありまして、今まで調べたデータはすべてその中で見れるようになっておりますので是非

時間があればパソコンで開いて見て頂ければと思います。

そこに３年間で1,500点の調査を、従って年間500点というのは膨大な数なんです。それをやっていこうというようなことで、そこに２１年度の主な調査作物、２２年度の予定作物を載せております。

特にまくわり等はスペースをとりますので、因子の数が多ければ相当なスペースの確保も必要であるというような色々苦勞を現場ではしております。

そういう形で特性調査をやっていこうとしております。特性調査が分かりませんと、種を持っていてもあまり意味がありませんので、これを早急にやっていこうということです。

それから、２番目に関しましては、先程言いましたように、毎年50点、３年間で150点ほど選定をして、種子を増殖し希望者に配布していこうということをやっております。

もしそういうものに取り組んでみようと思われれば、ジーンバンクに話をして頂ければ、手続きをして種を配布していこうと思っておりますので、是非取り組みをしたいという要望があれば、電話をして頂ければ、対応をしていきたいと思っております。

平成２１年度末の段階で50点程の物を選定をしております。それらにつきまして、問い合わせ頂ければ説明などジーンバンクの方でしていくように考えておりますのでよろしくお願い致します。

３番目のお宝野菜の栽培促進ですが、品種、作物を栽培してみて実際に販売していかなくてはいけませんので、実は本年の３月１２日に意見交換会、これは産直市の方や、加工業者、販売業者ということで、普及品目、品種選定の協議を行って、こういう品種選定、意見等もお聞きしながらやっているところでございます。

本年７月２９日に見学会を予定しております。私もこれに参加するようにしておりますけども、栽培の状況等を生産者に公開をしていきたいと思っております。

ここにありますように、ジーンバンクはいつでも公開しておりますので声をかけて頂ければと思いますし、定期的に、ほ場説明会を開催していきたいと思っておりますので、是非これらの取り組みをして頂ければと思います。

それから中にお宝野菜のカタログを入れておりますが、50点全部ではないのですが、特徴あるもの、みなさんご承知のものばかりだろうと思いますが、簡単に説明させていただきます。

青大きゅうりは今、福山で少し栽培されております。特徴は、重さが1 kg近くになる大型のきゅうりです。

普通、きゅうりは、100g前後であろうと思います。その10倍位ですが、ただ、きゅうりは放置しておくとうりになりますので、大変巨大なうりになりますが、実は私もこれを食べたことはないのですが、多分、肉がしっかりしているんだろうと思います。

うりになりますと、漬け物にしても、すぐズブズブになりますが、これは肉がしっかりしているので、それなりに評価があり、時々テレビや新聞にも出ております。

福山で、大正の始め頃から栽培しているようですが、愛知県でも伝統野菜として挙げております。愛知県は戦前からという言葉を使っておりますので、福山のほうが古いんだと思います。面積は、愛知県の方が多いと思います。

観音ネギについては、広島の観音の地区で栽培されている、いわゆる九条ネギを選抜した各農家がずっと選抜して自分の所にあったようなネギを作って、細ネギと白ネギの中間位で、太さは農家によってそれぞれ違うのが観音ネギで、農家が育成をしてきたという先進的農家ということで評価しております。

それから「矢賀ちしゃ」ですが、英名はレタスで日本名が「ちしゃ」です。昔からあるちしゃはいわゆる、「搔きちしゃ」で下葉を搔いていって少し苦い、昔は鶏のえさと思ってましたが、人間も「もみちしゃ」にして食べるというものです。

レタスそのものは、結球レタスで結球性、結球のゆるいサラダ菜がありますし、サニーレタス、巻かないレタスのものに属すると思うのですが、今、流行の韓国料理で焼肉を包むサンチェもいわゆる「搔きちしゃ」の一種と聞いております。

色々特徴があるのですが、最後のページの笹木三月子大根というのがあります。長細い大根でも3月にできる大根、それから聖護院が肉質が緻密なんでそれをかけあわせて3月から4月に収穫できる大根ということで、笹木憲治さんとい

う方が育成された品種がずっと残ってきているようです。

結構、市場では端境物として評価が高いということです。

3月、4月はほとんどスが入りますし、春大根は少し早いということで市場等ではリクエストが多い品種だそうです。

色々な物を作っておりますので、是非地域で取り組んでみようという時には私の方でもジーンバンクの方も電話番号を載せてますので、声をかけて頂ければご紹介したり、種を供給したりできますので、是非、積極的にお声をかけて頂ければと思います。

もう一つ簡単に説明させて頂きたいのは、中山間直接支払管理ソフトというのがあります。平成22年度から直接支払の第3期の対策がそれぞれ始まっております。

しかし直接支払というのは管理する項目とか書類、管理が非常に大変だということで、これに会計検査が入ってくるということで、管理しやすいソフトを我々の方で開発致しました。

申請等につきましては8月中が申請時期と聞いておりますけども、それからずっと実績等を入れていかななくてはいけないということで、それが非常に簡単にできるソフトを開発をしております。

システムの特徴は、まずは必要な計算書や報告書、それから所得申告の配分計算がこの基本データや管理データを入力をするとなんんな書類が自動的に出てきます。

計算とかも自動で計算します。過去の変更内容や交付要件をクリアしているかどうかということも簡単に確認ができて、例えば要件が1割以上ではいけない要件があればその要件に今、満たしているかと満たしていない、行き渡らないということを即座に出てくるようなシステムにしております。

これについては、裏の紙で説明させて頂きます。操作については画面の横にこうして下さいと出て大変に簡単な操作で非常に便利になるということで、自信をもっております。

次にシステムの機能というのがありまして、まずは、基本情報の登録をしていく必要があります。これは、田んぼの情報とか当然地域協定等作るよう全部登録してその中で管理をしていかななくてはいけないのですが、基本情報の登録を今あ

る情報をコピーして入れ込むこともできます。

それから、2番目の日常管理で特に作業日報とか色々交付要件等を実際出来ているかどうかということは、日報等を入れて頂ければ色んな計算が自動的にされるということです。

3番目に19種類の計算書とか報告書が基本情報とか入れることによって、すべて自動で計算をするということで、集落協定等19にプラス集落協定の作成、これが集落協定すべて基本情報だけでは集落協定の中身足りませんので若干書き込みがあるのですが、基本情報で入った情報はすべて集落協定の中に自動的に移されていきますのでそういう意味で操作がやりやすいと思います。

システムの操作ですが、データの入力や管理操作のほとんどは、一覧から該当箇所を選んでマウスでクリックするだけです。大変簡単に書類ができるということです。

いちいち多くのものを一端基本情報を入れたら、打ち込む必要がないことでございます。最後のページの所に契約手順、価格等があります。この価格ですが、利用契約と、売買契約の2つの方法でやっております。

利用契約は、年間で7万円かける5年間。直接システムの売買をすれば1システムあたり30万円ということで、交付金の対象にもなりますので、そういう意味では安価な料金設定かなと思っております。

それから、最初は基本情報が農地の一筆情報とか協定参加者とかこういう基本データがもし、どうしても入力するのが大変ということであれば、我々の方で、人件費実費分程度の負担をお願いしますけれども、打ち込むこともやります。

最後に説明会や研修会とかもし来て説明してくれという場合は、担当者を行かせますので、是非お声をかけて頂ければと思います。

それ以外でもちょっと来て話を聞かせてもらえないかということがあれば職員の派遣をさせていただきますので、宜しくお願い致します。

議長

●●常任会議員 様、どうもありがとうございました。

ただいまの情報提供につきまして、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

議 長

このソフト良いですね。

●●

会議員

是非活用してみて下さい。職員、自信を持っておりますので。

会計検査が来た時、役所とか役場とかチェックミスとか恐れられております。

基本情報さえ間違っていなければ自動的に計算されますので、それが毎年積み重なって、例えば5年間なら5年間全部ファイルされますので、会計検査の時に5年間分出せと言われた時に対応できますので、実は役場の方にもそれぞれ担当の所に説明に行っていて、回っていないところもこれから回っていくということで、是非お声をかけて頂ければと思います。

議 長

ただ今の情報交換を参考に、今後の活動を展開していただきたいと存じます。

次に次回の情報交換につきまして、事務局からご説明いたします。

事務局

では、次回の情報交換について提案させていただきます。

みなさんご存じのとおり昨年の12月に改正農地法等が施行され、6ヶ月間の経過措置期間がおかれ6月から本格実施となっております。

各市町の現場では、改正農地法等の執行なり運用ということで、さまざまな課題なり、出てきているのではないかと思います。

来月は1号常任会議員さんによりまして、今言いましたような点について皆様方の市町ごとの現場での課題なり、運用面での問題点といえますか、そういうものを情報交換して頂ければと思います。

1号常任会議員によります情報交換ということでお願いできればと思いますので、宜しくお願い申します。

議 長

次回テーマについて、皆様のご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

常任会

(発言、特になし)

議員

議長

質疑が無いようでございますので、来月は、事務局が申しましたテーマにより、情報交換をしていただきます。

本日、提案いたしました案件は、全て終わりました。

この際、会務全般について、ご意見があれば、お願いします。

常任会

(意見、特になし)

議員

議長

次回の常任会議員会議は、8月18日水曜日午後1時30分から、「土地改良会館」で開催いたします。

また、8月4日 水曜日 午後1時から、「八丁堀シャンテ」において 臨時総会を開催いたしますので、ご出席を、お願いいたします。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

会議員の方々には、大変ご苦労さまでした。

14：45【終了】